

●香川県告示第600号

平成18年香川県告示第719号（地方税法に規定する職員の身分を証明する証票の様式）の一部を次のように改正し、平成25年1月1日から施行する。
平成24年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;">地方税法（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）</p> <p>第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者（以下この条（中略）において「道府県指定職員」という。）（中略）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。</p> <p>(1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者</p> <p>(2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合においては、<u>当該道府県指定職員（中略）</u>は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 <u>道府県指定職員（中略）</u>は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。</p> <p>5 第1項又は前項の規定による<u>道府県指定職員（中略）</u>の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>	<p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;">地方税法（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産の調査に関する質問検査権）</p> <p>第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者（中略）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。</p> <p>(1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者</p> <p>(2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合においては、<u>当該職員</u>は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>